

29川健保第342号

平成30年3月12日

特定非営利活動法人

川崎市精神保健福祉家族会連合会 あやめ会

理事長 山本泰彦 様

川崎市長 福田紀彦



平成30年度に向けた要望書について（回答）

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より本市の精神保健福祉に対するご協力を賜り、感謝いたします。

さて、平成29年8月17日付けでいただきました標記要望書につきまして、別紙の

とおり回答いたしますので、よろしくご理解くださいますようお願いいたします。

## I. 主要な要望事項

### 1. 精神障害に対する差別偏見をなくすための施策・活動の推進（継続、新規）

- ① 差別偏見をなくすため一般市民への啓発活動の推進。
- ② 学校教育における精神保健に関する学習及び教職員への研修等のさらなる推進。
- ③ 差別偏見を解消するための条例制定

#### 【回答】

精神障害に関する正しい理解のための普及・啓発は、行政だけでなく各方面で行われてきておりますが、「障害者差別解消法」の基本方針も踏まえ、一人でも多くの市民が障害に対する理解を深め、地域の中で理解と支援が進むよう、障害者が安心して自立した地域生活を送れる環境づくりに向けて、普及啓発活動に取り組んでまいります。

本市では、これまでも、障害への理解や障害者に対する偏見の解消、また、多様性を認め合う、共生社会をめざす教育を行ってまいりました。特に精神障害者への理解については重要な課題として認識し、各学校の人権尊重教育担当者が集まる、人権尊重教育推進担当者研修においても、この課題を取り上げ、研修を実施しております。また、心の健康相談支援事業において、児童生徒の心の健康問題に対処するために、学校関係者への啓発活動として、シンポジウムを開催しております。今後とも、教職員への啓発を推進してまいります。

また、市民を対象とした思春期の精神保健に関する学習機会の提供としては、精神保健福祉センターにおいて、思春期の子どもの心の健康をテーマにしたセミナーを開催しており、今後も継続して実施してまいります。

条例の制定につきましては、条例化よりも具体的な取組の充実が重要であるとの障害者施策審議会での当面の結論が出されたことなどを踏まえ、本市としましては、障害者差別解消法の趣旨にのっとり、本市職員向けには「対応要領」を策定し、研修等を通じて本市組織・職員への周知徹底を行うとともに、市内事業者・市民等に対しては啓発品の配布や本市ホームページ等による情報発信等を通じて、広く周知を行うなどの取組を行っております。

今後におきましても、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資する取組を行ってまいりたいと考えております。

### 2. 在宅の精神障害者及び家族への訪問型支援の推進（継続、新規）

- ① 訪問型福祉サービスの拡充、
- ② ひきこもり等の精神障害者を医療に繋げるための支援体制の充実
- ③ ひきこもり等の精神障害者の実態調査

#### 【回答】

精神障害者を対象とした家庭訪問や家族への支援等につきましては、これまでも保健福祉センター職員を中心に、精神保健福祉センターや百合丘障害者センターが、チーム体制で支援協力を行いながら、危機介入や医療に繋げるなどの業務を行っております。

ましたが、平成28年4月の井田障害者センター及び障害者更生相談所南部地域支援室の開設に伴い、4つの機関合同で、「ひきこもり担当者連携会議」の実施等、地域におけるひきこもり相談支援体制の強化に向けて、取り組みを進めているところです。

また、ひきこもり等の精神障害者の実態調査につきましては、医療や福祉等の支援に結びついていない方々もおられることから、その実態を把握するための調査方法等も含め、精神保健福祉センターを中心に検討を進めてまいります。

今後も、さらに訪問支援が充実するよう、引き続き、相談支援事業所や地域活動支援センター等の事業とも連携し、対応してまいりたいと存じます。

### 3. 精神障害者の就労及び社会参加の推進（継続、新規）

- ① 民間企業等での就労機会の拡大及び就労定着策の推進
- ② ピアサポートの養成及びそのフォローの充実等による社会参加の一層の推進
- ③ 市の障害者雇用に精神障害者の追加及び作業所等への3号随契の継続

#### 【回答】

障害者雇用の促進に向けては、就職を希望する障害者本人と求人を行う企業とのマッチングを的確に行うことがその後の定着に最も重要な点と考えております。このため、両者を結び付けるマッチング力の強化を目指して、就労援助センターを中心とした支援を実施するとともに、職場定着支援に向けて、川崎発の新たな就労定着プログラムK-S T E Pプロジェクトに加え、「障害者の活躍を生み出す働き方をつくる」ために合理的配慮を30個の「ことば」にした「パターン・ランゲージ(※)」の普及に取り組んでおります。

さらに、かわさきパラムーブメントとの推進に当たっては、週あたり20時間以上の就労が難しい方を対象として、それぞれのコンディションにあった就労が可能なよう「短時間雇用創出プロジェクト」の取組を進めるとともに、就労に向けた準備段階の方に対しては、川崎フロンターレなどのスポーツやカワサキハロウィンといったエンターテインメントの場での就労体験事業等により、障害者本人への働く力と意欲の向上に向けた取組を推進しております。

ピアサポーターの養成及びフォローアップにつきましては、精神障害者ピアサポーター養成・支援事業において、研修によるピアサポーターの養成を行い、身近な仲間の相談や長期入院者の地域移行等において活動をしているとともに、フォローアップ講座等によって、ピアサポーターの支援を行っております。

また、平成28年度からは、地域自立支援協議会地域移行・地域定着支援部会において、ピアサポーターの活動の推進について検討をしているところです。

障害者施設への業務発注（3号随契）につきましては、各事業所において積極的な営業活動を行っていただく姿勢を持っていただくことが必要と考えておりますが、本市においても障害者優先調達推進法の趣旨を踏まえ、引き続き積極的な発注に努めてまいりたいと考えております。

(※) パターン・ランゲージとは、障害者が配慮を要するシチュエーション（陥りやすい問題）を例示し、その原因と解決手法のヒントを提案した冊子です。

#### 4. 地域移行及び地域定着支援の推進（継続、新規）

- ① 退院に向けた相談支援の充実
- ② 退院後の生活訓練支援や生活支援・介護サービスの給付等の充実
- ③ グループホーム等の増設目標の明示及び運営に対する各種助成措置の改善、健康指導のための保健師の派遣及び介護付きグループホームの設置

#### 【回答】

精神科病院に入院している方の地域移行・地域定着支援につきましては、平成28年度に設置いたしました地域自立支援協議会の専門部会において、病院ソーシャルワーカーや相談支援事業所、その他関係機関との連携強化を図りながら、地域移行・地域定着に必要なサービスについて、引き続き事業の推進を図っているところでございます。

部会におきましては、病院と福祉関係機関の連携強化、ピアサポーターの活用、支援者の人材育成、グループホームなどの社会資源の充実及び大家や不動産業者を含め、幅広い普及啓発などが課題となっております。

そのため現在、国の「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業」により、広域アドバイザーの支援を受けながら、病院との共同事業を企画する他、支援者向けの研修や普及啓発用ツールの作成等、課題解決に向けて取り組んでおります。

また、地域移行後の生活を支援するサービスにつきましては、平成30年度に新設の、自立生活援助事業などの新たな障害者総合支援法による障害福祉サービスの実施状況等も踏まえて、地域移行後の地域支援体制について検討してまいります。

また、退院後の居住先や生活状況等については、平成29年度末に公表予定の、新しい厚生労働省精神保健福祉資料（通称630調査）や、専門部会におけるアンケート調査などを活用して、実態把握に向けた取り組みを検討しております。その結果を部会に所属する地域関係機関と共有し、課題解決に向けて取り組んでまいります。

次に、グループホームの整備目標につきましては、今年度策定中の第4次かわさきノーマライゼーションプラン改定版において、平成27年度から平成29年度の実績を踏まえ、平成30年度から平成32年度まで毎年90名、3年間で合計270名のグループホームの定員増を図ることとしております。

次に、事業所の運営体制への支援につきましては、障害者総合支援法に規定する共同生活援助事業を行う事業所に対する市単独加算として、入居者に対して良質なサービスの提供を実現するために必要な世話人体制を確保することを目的とした世話人体制確保加算や共同生活住居の新設又は増設を促進することを目的とした初期加算等を支給しているところでございます。

次に、グループホームにおける入居者への援助につきましては、入居している障害者に対する相談や日常生活上の援助に加え、入浴、排せつ又は食事の介護などの身体介護も含まれているところでございます。

## II. その他の要望事項

### 1. 重度障害者医療費助成対象の拡充（入院医療費の追加）。手帳2級所持者の精神科通院医療費の無料化等の検討（継続）

#### 【回答】

重度障害者医療費助成制度につきましては、昭和48年度から、県による全額補助制度により開始されましたが、この間の補助制度の見直しにより、県の補助率が現在は「3分の1」となっているほか、県の制度としては一部負担金と所得制限制度が導入されており、更に65歳以上の新規手帳取得者を対象外としているところでございます。

本市といたしましては、対象者への影響を配慮し、一部負担金の導入等を見送っているところでございますが、助成額が毎年増加している課題があるため、制度を維持する観点から助成のあり方について検討する必要があります。

平成25年10月の制度改正は、精神障害者の社会的入院を防ぎ、地域移行を推進することを目的に精神障害者保健福祉手帳1級所持者の入院医療費を除く医療費を助成対象に加えたところです。なお、精神疾患による入院につきましては、精神障害者入院医療援護金交付事業により給付を行っているところでございます。

また、身体障害者手帳1級・2級、及び知的障害者療育手帳の重度と最重度の方々が、国民年金法などの「障害年金1級」や所得税法の「特別障害者」の区分に相当することから、精神障害者におきましても、同様の区分にあたる手帳1級の方を対象とした、県の考え方に準拠し、精神障害者保健福祉手帳2級所持者の方は助成対象とはしておりません。

今後につきましては、国・県の動向や他都市の状況を注視しながら、制度の安定性、継続性の確保に努めてまいります。

### 2. 精神科医療の改善（継続、新規）

- ① 川崎市独自の精神科救急医療体制の確立と現行体制の情報提供
- ② 精神障害者の精神科疾患以外の受入れ体制の改善
- ③ 精神障害者に対する定期健診の徹底指導
- ④ 入院医療における精神科特例の廃止

#### 【回答】

精神科救急医療体制については、精神科病床の少ない川崎市単独では体制の確保が困難であることから、4区市協調にて整備を進めているところでございます。しかしながら、身近な地域で迅速かつ適切な精神科救急医療が受けられる体制は必要と認識しておりますので、引き続き精神科救急医療体制の充実に努めてまいります。また、精神科救急医療にかかる医療機関等の情報提供につきましては、4区市が関係団体の協力のもと精神科救急医療情報窓口を設置し、休日・夜間における情報提供を実施しております。なお、平日日中は各区の保健福祉センターが相談に応じており、24時間の情報提供体制を整備しております。

地域で生活している精神障害の方の、精神科疾患以外の対応につきましては、精

神科を有する総合病院において、一般科と精神科の連携により治療にあたっているところでございますが、受け入れ態勢のより一層の充実に向けて、引き続き関係団体及び医療機関等への働きかけを行ってまいります。また、身体科救急の緊急度・重症度の比較的低い方が身体科受診困難な傾向があることから、身体科のかかりつけ医に対して精神心疾患の対応力の向上を図るための研修等を引き続き行ってまいります。

精神科医療の受診者に対する定期健診や健康状態の管理については、かかりつけ医療機関や、各区の保健福祉センター、就労又は利用している企業や施設等の様々な場面や方法で、健康状態の管理や健診の機会が提供されておりますので、個々の生活状況に応じて、利用を勧めてまいります。

入院医療における精神科特例については、市内においては特例適用の医療機関はありませんが、適切な入院医療と処遇が行われるよう、実地指導及び実地審査等の機会を通じて入院処遇の状況把握に努めるとともに、医療機関に対して必要な助言と指導を行ってまいります。

### 3. 各区保健福祉センター及び相談支援センター等の精神障害担当職員の増員（継続）

#### 【回答】

各区保健福祉センター障害者支援係では、精神保健福祉制度の手続き、精神保健福祉に関するご相談、デイケアや家族教室等の事業を社会福祉職、保健師等の専門職を中心に相談支援を行なっているところでございますが、国におきましても精神保健福祉法改正に向けて、措置入院者の退院後の支援を含め、行政の精神保健福祉相談について、検討がされているところです。

また、障害者相談支援センターの相談支援専門員については、国が定める資格要件を必須とした上で、社会福祉士や精神保健福祉士等の国家資格等を有する職員を配置した場合に、加算がつく仕組みとなっており、多くのセンターは有資格者を配置している状況がございます。さらに、今年度、障害当事者や学識経験者、関係団体などで構成する「障害者相談支援センターの検証に関する懇談会」を設置し、センター従事職員の人材育成や、効果的な相談支援を実施するための設置・運営基準などの見直しに向けた検討を行っているところです。

今後も、国の相談支援に係る制度改正や、本市の地域包括ケアシステム構築等の動向も踏まえつつ、精神保健福祉相談を含めた相談支援体制の充実に努めてまいりたいと存じます。

### 4. 訪問医療や生活支援を行う包括型地域生活支援プロジェクト（ACT）の推進（継続）

#### 【回答】

ACTにつきましては、国の施策の中で、保健所等において、ひきこもり等の精神障害者を医療へつなげるための支援及び関係機関との調整を行う、これまでの地域生活支援事業広域調整等事業のアウトリーチ事業に加えて、平成30年度からは、

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業の中で、新たなアウトリーチ支援に係る事業が、地域生活支援促進事業として位置付けられております。

また、医療機関によるアウトリーチについては、一部診療報酬化されるなど、その推進が図られていることから、本市においても、今後の国や他自治体の動向や地域の状況を見極めながら、本市の状況に応じた体制について検討をしております。

#### 5. JR及び私鉄、有料道路等の割引の適用（継続）

##### 【回答】

精神障害者に対するJR等の運賃割引制度につきましては、本市といたしましても、大都市精神保健福祉主管課長会議や大都市衛生主管局長会議を通し、国やJR等に対して要望をおこなっているところでございまして、引き続き動向を見守ってまいりたいと存じます。

#### 6. 自立支援医療等に関する申請手続きについての改善（継続）

- ①自立支援医療及び精神障害者手帳の更新の廃止または更新期間の延長
- ②自立支援医療申請書の診断書料の無料化または助成

##### 【回答】

本市では、自立支援医療の申請手続きについて、平成26年3月より、「世帯状況届及び同意書」の提出による所得確認方法に変更し、申請手続きの簡素化を図ったところでございます。

また、自立支援医療の診断書料、更新期間の延長などにつきましては、他自立支援医療制度との制度格差を是正し、障害者手帳との整合性を図るよう、大都市精神保健福祉主管課長会議を通して、引き続き国に対して要望をしているところでございます。

#### 7. 障害者年金給付及び申請手続きについての改善（継続）

- ①特別障害給付金の支給範囲の拡大
- ②障害基礎年金額の改善
- ③申請書の診断書料の無料化または助成

##### 【回答】

障害年金の申請要件につきましては、当時国民年金の任意加入対象であった学生等を対象として、国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害者の方への福祉的措置として、平成17年より特別障害給付金制度が創設される等の救済策が講じられているところですが、本市といたしましても、無年金者への対策の推進について、他の政令市とともに国に要望しているところでございます。

年金額につきましては、公的年金の維持を目的とした現役世代の負担緩和のため、支給額の調整が行われているところですが、障害基礎年金を含む基礎年金の支給額の改善につきましても、同様に国に要望を行っているところでございます。

また、障害年金の申請に必要な診断書作成費用につきましては、差額ベッド料などと同様に、医療機関において任意で料金を設定できることとなっておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

#### 8. 当事者や家族が安心して滞在できるショートステイ施設の整備（継続、新規）

- ① 医療面のサポートが可能な滞在施設の整備
- ② 家族が一時的に滞在できる施設の整備
- ③ 緊急時には宿泊型自立訓練施設「桜の風」を事前予約なしでも利用できる配慮

##### 【回答】

本市におきまして、精神障害者がショートステイで利用できる施設といたしましては、井田重度障害者等生活施設（桜の風）がございまして、当該施設におきましては、日中、看護職員を配置し、看護職員が可能な範囲の医療ケアを提供しているところでございます。

次に、御家族が一時的に滞在できる施設につきましては、障害者総合支援法のサービスにはございませんので、今後、検討させていただきたいと存じます。

なお、精神障害のある方や御家族への支援といたしましては、御本人の病状や御家族への危険度を踏まえた上で、病院への受診や警察への通報等、様々な対応策や支援についての事前の相談が重要だと考えております。

次に、緊急時の短期入所の利用につきましては、本市独自の取り組みとして、障害のある方の御家族等の入院や葬儀など緊急に短期入所を必要とする場合に備えて専用のベッドを確保する緊急短期入所ベッド確保事業を行っておりまして、精神障害のある方がご利用できるものといたしましては、桜の風に1床確保しているところでございます。

#### 9. 家族会活動への支援の推進（継続）

##### 【回答】

家族会活動につきましては、これまでも各区の単会や区精神障害者担当とのご相談により、例会での情報提供、運営の支援など、区の状況に応じた協力を行っているところでございます。

今後も、家族会が企画、開催をする、公開講座や交流研修会等につきましては、企画内容に関する助言、本市職員の講師派遣等、御協力できる範囲で御相談に応じてまいります。

また、発病して間もないご家族を対象の家族教室は毎年各区で実施しており、家族会活動の御紹介の機会でもある大変重要な事業と考えておりますので、今後も継続する等、様々な機会ととらえて家族会の紹介に努めてまいります。

#### 10. あやめ会への地域精神保健福祉対策促進事業の委託の継続（継続）

##### 【回答】

あやめ会の様々な活動につきましては、電話及び面接による心の健康相談事業や



ひきこもり対策としての訪問活動事業等、その意義や成果について充分認識しております。